

第 2 回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会

議事録

令和 6 年 9 月 20 日 (金) 9 時 56 分～10 時 57 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益委員	坂本委員、桜間委員
労働者委員	浦上委員、三浦委員、森田委員
使用者委員	佐々木委員、廣利委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、飯田賃金指導官、 山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
(1) 兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について (2) その他	
議 事 内 容	
<p>○飯田賃金指導官 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですのでただ今から、第 2 回兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会を開会します。 本日は、上林委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。 では、この後の進行につきましては部会長にお願いいたします。</p> <p>○坂本部会長 それでは議題に入りたいと思います。 まず、前回 9 月 3 日の専門部会において全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いましたので、本日は、議題(1)「兵庫県塗料製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として金額の審議となります。 今までの審議の中でお話いただいている部分もありますが、労使から金額審議に当たっての金額提示及びその理由等をご発言いただき、そこから審議を進めていきたいと</p>	

思います。よろしくお願いいたします。

最初に労使それぞれで打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使各委員

はい。

○坂本部長

それでは別室でお願いします。

(労働者側委員、使用者側委員それぞれで打ち合わせ)

○坂本部長

それでは、審議を再開します。

まず、申し出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示をお願いします。

○浦上委員

では、浦上の方から労働側の改正金額の要望について説明させていただきます。

先日の必要性審議では使用者側からも金額改正の必要性を認める、ただし額については中小企業の経営状況も注視しつつ根拠データに沿った金額改正が必要であるという趣旨のコメントがありました。

労働者側も根拠データに基づいた金額設定は理解できる場所ですので、理由とあわせて改正金額について説明させていただきます。

まず、金額改正の必要性については、塗料産業の発展に向けた雇用の安定確保のために特定最賃の引き上げによって地賃に対する優位性を高めることが第一義と考えています。

ご承知のとおり、塗料は生活のあらゆる場面に登場し、製造設備、インフラ設備等の様々な部材を保護するコーティング材として無くてはならないものであって、塗料産業は日本の自動車等の基幹産業を支える土台的な存在といっても過言ではありません。

半面、化学薬品や粉体等を取り扱うことから昔から3K職場という印象が根付いています。

そのこともあって、労使のイニシアティブによってこれまで特定最賃の改正により優秀な人材の確保や産業の発展に寄与してきたと思っています。

しかしながら、労働力人口の減少の中、採用難で困っている会社が多いという実態が塗料部会の加盟単組の調査からも明らかになっています。

ここ1、2年の地域別最低賃金の大幅な引き上げによって特定最賃の埋没が危ぶまれる中、塗料産業の労使がイニシアティブをとって地賃との優位性を高めて産業発展に繋がる賃金相場を作っていくことが、中小経営を含めた直近の課題を解決する術ではないかと考えています。

また、2024 年度の日塗工の塗料需要見込みにおいても原材料、諸物価の高騰、労働力不足、2024 年問題等々の先行き不透明感は一掃されない状況ではありますが、出荷金額の上昇基調が継続し、構造物等インフラ系や家庭用塗料を中心に持ち直しの動きがみられると公表されています。

2023 年度は塗料産業各社では価格改正等により対前年比で利益を増やした企業が多く見られ、また、2024 年春闘の結果では、塗料部会の加重平均として 4.5 パーセントの賃金改善が達成されました。

この賃上げの流れを塗料産業の雇用確保や労働者の生活、経済の好循環に繋げる必要があります。

こういった点を踏まえまして、他府県の塗料最低賃金では栃木、大阪、兵庫の中で兵庫県が一番低いという状況です。

少しでも追いつくために本来であれば 52 円以上の改正を要求したいところではありますが、労働協約の制限もありますので、兵庫県最低賃金の 51 円アップ 1,052 円、5.09 パーセントアップを金額改正の根拠として、52 円アップ 1,100 円を労働者側の要望とさせていただきます。以上です。

○坂本部長

それでは、次に使用者側委員の方からお願いします。

○吉川委員

では、使用者側から金額の提示とその根拠について説明します。

今お話しがありましたように、塗料製造業の出荷金額は公表通り伸びているのは事実ですが、出荷量、生産量は昨年比で 97 パーセントから 98 パーセントとなり若干マイナスで伸び悩んでいます。

金額が 100 パーセントを超えたのは、分野によっては一部で価格改定・値上げ要請を受け入れて貰っているからです。

価格転嫁については、自動車であるとか行き届いていないところがあり、建築関係を中心に値上げ交渉は進んでいますが、まだまだ転嫁できていない部分が多いです。

特に中小企業を守っていかなければならないのですが、大手の値上げ要請よりも中小の方が遅れている傾向にあります。

特定最低賃金の対象となる企業の多くは中小企業になると思いますので、そういったことに配慮しなければならないと思っています。

加えて石油缶、ドラム缶等の副資材、容器費、2024 年問題としての物流費、中途採用の人件費等が高騰しています。

労働者側委員の仰られることも理解はできるのですが、金額は伸びているが生産量は落ちていることを考慮し、使用者側としましては影響率が変わるプラス 35 円で 1 回目の提示をさせていただきます。以上です。

○坂本部長

労使双方より金額提示とそのお考えをお聞きしました。

労働者側は 52 円引き上げの 1,100 円

使用者側は 35 円引き上げの 1,083 円

という御主張でした。

具体的な提示額をお聞きしましたが金額に開きがありますのでこれから詰めをしたいと思います。

最初に公益と労働者側でお話をさせていただきたいと思います。

その後、使用者側ともお話をさせていただきたいと思います。

それでよろしいか。

○労使各委員

はい。

○坂本部長

では、話し合いをお願いします。

(別室に移動し、公・労会議、公・使会議を実施)

○坂本部長

再開します。

時間の関係もありますので、本日はここで一旦審議を終了したいと思います。

労使双方からお話をお聞きしましたが、本日の段階では労働者側は 52 円引き上げの 1,100 円、使用者側は 43 円引き上げの 1091 円というご意見でした。

まだ金額に隔たりがあり一致に至っていません。労使共にもう少し審議を重ねてゆきたいとの意向ですので次回引き続き金額審議を行いたいと思います。

次回の日程について事務局から説明をして下さい。

○安積賃金室長

次回は 9 月 24 日火曜日午前 10 時からとなりますがいかがでしょうか。

(各委員了承)

○坂本部長

では次回は 9 月 24 日火曜日午前 10 時からの開催とします。

金額審議の 2 回目となりますが引き続き公開とします。

事務局から何か他に連絡事項はありますか。

○安積賃金室長

特にございませぬ。

○坂本部長

では本日の審議はこれで終わります。ご疲れ様でした。

坂本 知可

浦上 哲也

吉川 和宏